



神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

資料2-2

(修正案部分抜粋)

# 神奈川県地域福祉支援計画

[第5期]

[2023（令和5）～2026（令和8）年度]

誰も排除しない、誰も差別されない、  
ともに生き、支え合う社会の実現

～誰もがその人らしく暮らせる、いのち輝く地域共生社会づくり～

2023（令和5）年4月



# 第1章 計画の概要

## 1 計画改定の趣旨等

### (1) 計画改定の趣旨

神奈川県地域福祉支援計画は、「ともに生き、支え合う社会」の実現を目指す地域福祉の推進のために「かながわ高齢者保健福祉計画<sup>(※)</sup>」や「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画<sup>(※)</sup>」その他の福祉に関する個別計画と調和を図りつつ、各個別計画では対応し難い事項や共通して取り組むべき事項を示した計画です。

前計画である第4期計画は、2018（平成30）年度から2020（令和2）年度を計画期間としていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により計画改定を延期したことから、2021（令和3）年度及び2022（令和4）年度も第4期計画の施策を引き続き展開してきました。

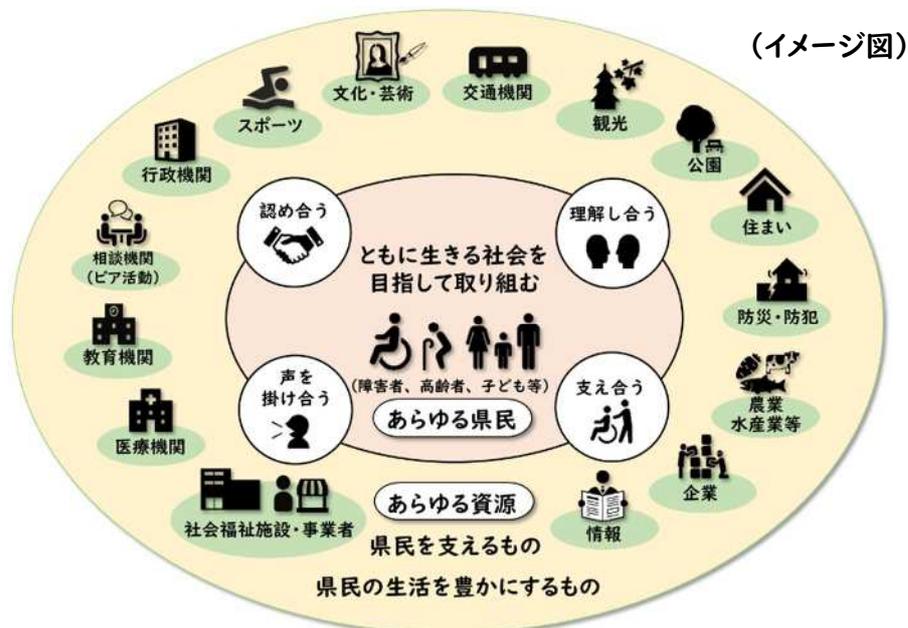
本計画は、第4期計画の成果や課題、また、地域福祉を取り巻く社会環境の変化や新たな課題、さらには、新型コロナウイルス感染症による地域福祉の変化やコロナ禍での新たな取組等を踏まえ、「神奈川県地域福祉支援計画[第5期]」（以下「本計画」という。）として策定します。

また、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮者<sup>(※)</sup>といった対象者別の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した課題に対して、市町村における包括的な支援体制<sup>(※)</sup>の整備への支援などの対策等について盛り込むこととし、「地域共生社会」の実現に向けて様々な施策を展開します。

### 地域共生社会とは

県民一人ひとりが、互いに「認め合う」、「理解し合う」、「支え合う」、「声を掛け合う」こと等を意識し、行動につなげるととともに、地域全体でこの意識を高め、広めていくことにより、あらゆる県民が暮らしやすくなった社会が、地域共生社会であると考えます。

地域共生社会の実現のためには、福祉や医療、教育などといった県民の生活を支える様々な機関や、安心して暮らせる住まい、みんなが利用できる公園、文化芸術やスポーツ等の余暇活動など、暮らしに必要な環境の整備が推進されることに加え、地域に暮らすあらゆる県民が総ぐるみで、ともに生きる社会を目指して取り組むことが重要です。



## 改定に当たっての第4期計画の評価

### 1 ひとづくり

- 「ともに生き、支え合う社会」を実現するための意識の醸成と教育を着実に進める必要があります。
- 地域福祉の担い手養成については、市町村の包括的支援体制の構築をより一層進めるための人材育成を支援するとともに、幅広い層を対象とした関係機関同士が連携できるような研修を実施する必要があります。
- 団塊の世代が後期高齢者となる2025（令和7）年に向けて、福祉介護人材の一層の確保・定着が喫緊の課題となっています。

### 2 地域（まち）づくり

- 民生委員・児童委員<sup>(※)</sup>、ボランティア、地域住民がより支え合い等の活動をしやすい環境づくりとともに、外国籍県民等<sup>(※)</sup>の暮らしやすさを支援する幅広い取組を継続していく必要があります。
- バリアフリーの街づくりに向けて、継続的な普及・啓発や研修等を実施するとともに、視覚障がい者や聴覚障がい者等当事者の意向を尊重した情報アクセシビリティ<sup>(※)</sup>の向上を図る必要があります。
- 災害時に要配慮者<sup>(※)</sup>が適切な避難及び避難生活が送れるよう、個別避難計画の作成や福祉避難所の開設運営等について市町村を後押しするとともに、市町村と連携した支援体制を強化する必要があります。

### 3 しくみづくり

- 市町村による包括的支援体制の構築が進むよう、市町村間のネットワーク構築や研修実施、市町村個々の実情に沿った取組を支援するとともに、各福祉制度の狭間にある課題への対策を進める必要があります。
- 虐待や自殺の未然防止と早期発見に向けた取組や連携強化、成年後見制度<sup>(※)</sup>の利用促進に関する市町村支援、誰もがいきいきと暮らすことができるための総合的な支援等を実施する必要があります。
- 生活困窮者の自立に向けた相談体制の確保や、より当事者に寄り添った継続的・伴走的な支援とともに、子どもの貧困対策や罪を犯した者の再犯防止や社会復帰支援が必要です。

## (2) 計画の性格

### ア 法的位置付け

社会福祉法第 108 条第 1 項に規定された「都道府県地域福祉支援計画」として、市町村が策定する「地域福祉計画」の達成に資するために、広域的な見地から、市町村が取り組む地域福祉への支援に関する事項を一体的に定める計画です。

### イ 他の個別計画との関係

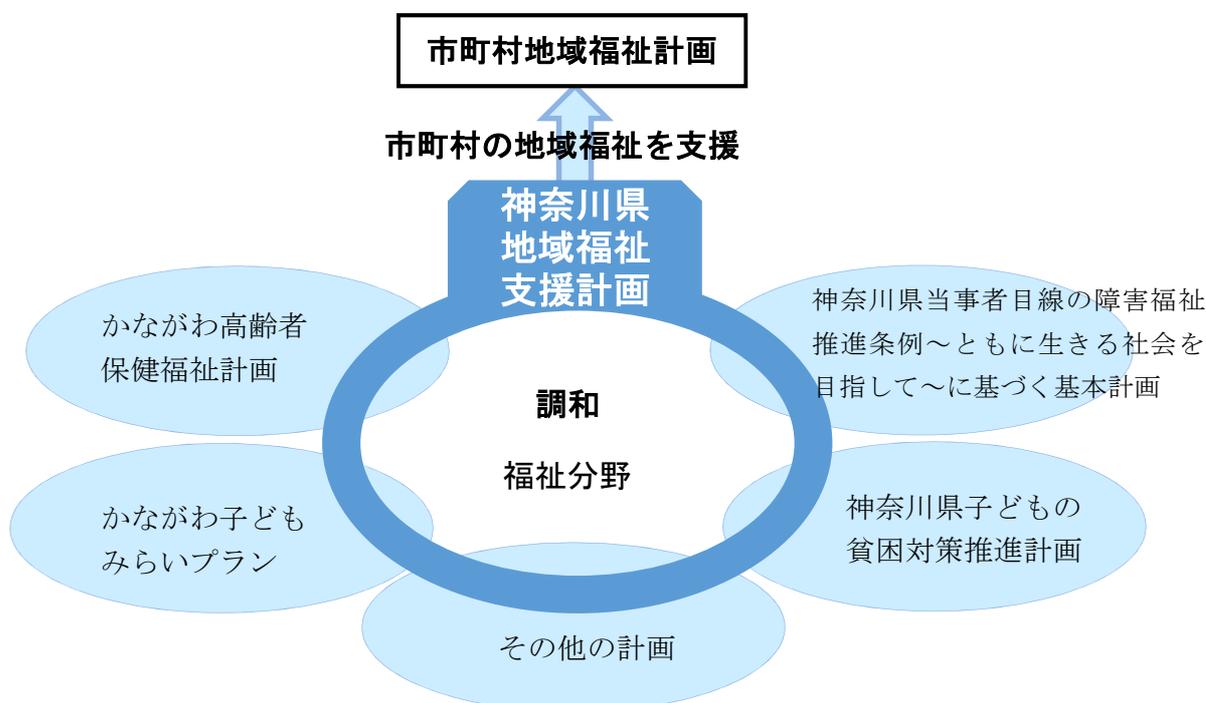
「かながわ高齢者保健福祉計画」、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」、「かながわ子どもみらいプラン<sup>(※)</sup>」その他の福祉に関する個別計画と調和を図りつつ、各個別計画では対応し難い事項や共通して取り組むべき事項を盛り込みます。

また、令和 6 年 3 月に策定された「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画」とも整合性を図るため、基本計画策定後に本計画の見直しを行います。

#### 【関係する主な計画】

- ・かながわ子どもみらいプラン
- ・神奈川県子どもの貧困対策推進計画
- ・神奈川県保健医療計画
- ・かながわ健康プラン 2 1
- ・かながわ自殺対策計画
- ・かながわ高齢者保健福祉計画
- ・神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画<sup>(※)</sup>
- ・神奈川県高齢者居住安定確保計画
- ・かながわ教育ビジョン 等

### 地域福祉支援計画と各計画との関係イメージ



### (3) 計画の基本目標

**誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現  
～誰もがその人らしく暮らせる、いのち輝く地域共生社会づくり～**

本計画では、これまでの計画を継承し、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現」を基本目標として掲げます。

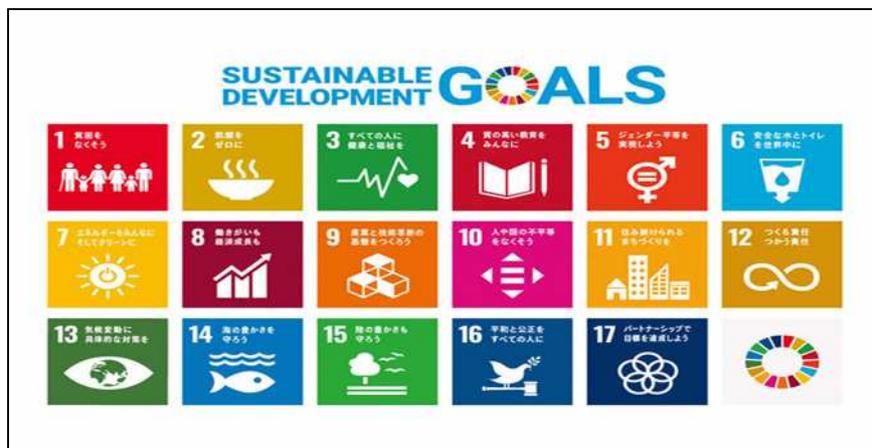
2016（平成28）年7月「津久井やまゆり園」において発生した大変痛ましい事件を受け、同年10月に県議会とともに定めた「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念と合致する改定計画の基本目標を実現するため、共生社会を目指す意識の醸成に引き続き取り組みます。

また、2022（令和4）年10月に公布した「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の趣旨を踏まえるとともに、当事者目線の考え方を障がい福祉だけでなく、地域福祉においても同様に展開していくものとし、これまで以上に当事者の目線に立った地域福祉を担う人材の育成や個人の尊厳を尊重する取組を進めます。

さらに、本県では、誰もがいつまでも元気でいきいきとした生活が送れるよう、未病改善の取組を引き続き進めます。

本計画では、誰もが住み慣れた地域の中で、地域の支え合いにより安心して暮らせる地域共生社会づくりを目指すことを明確にし、自分の望みや願いが尊重され、その人らしい生活を送ることができる“いのち輝く”社会を実現するため、「誰もがその人らしく暮らせる、いのち輝く地域共生社会づくり」を副題として取り組みます。

なお、2015（平成27）年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」には、「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals＝略称SDGs）が記載され、17のゴールが掲げられています。本計画が目指す、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現」と関連の強いゴールが含まれることから、本計画の推進に当たっては、SDGsの趣旨を踏まえて取り組みます。



### (4) 計画の期間

2023（令和5）年度から2026（令和8）年度までの4年間とします。

## 2 「地域福祉」に関する県の考え方

本県では、これまで、2002（平成14）年に定めた「地域福祉の推進について（基本指針）」に基づき、地域福祉に関する考え方や推進方策等について整理してきました。

現在、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが必要になっています。

また、育児と介護に同時に直面する世帯等、課題が複合化し、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは解決が難しいケースにも対応できるよう、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を整備することが求められています。

さらに、平均寿命が延び、人生100歳時代を迎える中では、一人ひとりが自分自身のライフデザインを描き、生涯にわたり輝き続けることができる社会を実現していくことが重要になっています。

今回、計画改定に当たっては、地域包括ケアシステムの深化・推進とともに、「地域共生社会の実現」の考え方や「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念、また、社会福祉法の改正等を踏まえ、次のとおり「地域福祉」に関する県の考え方を整理します。

### (1) 「地域福祉」とは

2000（平成12）年に施行された社会福祉法では、「福祉サービスを必要とする地域住民」について「地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」とされ、個人の自立した生活を総合的に支援していくために「地域福祉の推進」が位置付けられました。

また、2018（平成30）年4月施行の社会福祉法の改正では、地域福祉の推進に当たって、地域住民や社会福祉に関わる者は、福祉サービスを必要とする人のみならず、その世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労や教育に関する課題や、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立、その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での課題（地域生活課題）を把握し、関係機関との連携等により、その解決を図るよう留意することとされました。

さらに、2021（令和3）年4月施行の社会福祉法の改正では、地域福祉の推進に当たって、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならないとされました。

県において「地域福祉」とは、誰もが地域においていきいきと自立した生活を送ることができるよう、多様な住民活動やボランティア活動、NPO<sup>(※)</sup>活動、助け合いの心を育てる福祉教育、共同募金<sup>(※)</sup>、福祉サービス、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と連携したまちづくりなど、地域における多様なサービス、活動などが組み合わさって、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会」を実現していくことであると考えます。

そうした社会を実現するためには、地域の皆さんが主役の地域づくり、すなわち、一人ひとりが地域社会を担う一員として、「他人事」を「我が事」として、地域について考え、自分や家族が暮らしたい地域づくりや、地域で困っている課題を解決したいという気持ちをもって、主体的、積極的に参画していくことが大切です。

また、高齢者や障がいのある本人など地域の誰もが「支え手」にも「受け手」にもなることを自覚し、「支え手」「受け手」の関係を超えて、互いに支え合いながら、これまで以上に主体的に自分らしく活躍できる地域共生社会づくりへ関わっていくことが大切です。

## (2) 「地域福祉の担い手」とは

県では、地域住民、自治会・町内会、学校、NPO法人等、また、高齢者や障がいのある本人及び家族、子育て中の親、若者など、すべての個人・団体が地域福祉の担い手であると考えます。

地域福祉を推進していくためには、地域に暮らす一人ひとりが主体的に取り組むとともに、行政と民間の様々な個人や団体がそれぞれの個性と独自性を活かしながら、お互いの違いを認め合い、協働・連携を図っていくことが重要です。

さらに、まちづくりという視点から、教育・就労・住宅・交通などの生活関連分野と広く連携を図っていくことも必要です。

それぞれの担い手が、地域福祉の大きな推進力となるためには、次のようなことが求められます。

- ① 地域で暮らす一人ひとりは、地域社会の一員としての自覚と責任を持って主体的に地域に関わっていくこと
  - ② 地域で活動をしている多様な団体は、それぞれの特性や資源を活かしながら、積極的に地域と関わり互いに連携していくこと
  - ③ 社会福祉施設<sup>(※)</sup>や福祉関係事業者は、地域の構成員としての自覚と責任を持ってサービスを提供していくこと
- そして、それらの担い手が協働・連携していくことが重要です。

なお、社会福祉法人は、地域での社会貢献を通じて、地域福祉の推進に寄与しており、福祉ニーズが複雑・多様化する中で創意工夫をこらしたり、他の事業主体では対応が困難なニーズに応えるなど、地域福祉の中核的な担い手として不可欠な存在となっています。

## (3) 「当事者目線」の理念の反映

県では、令和5年4月に施行した「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づき、令和6年3月に基本計画を策定し、障がい者本人の望みや願いに寄り添い、障がい当事者の目線に立った施策を展開するとともに、地域の社会資源の整備を進めていくことにより、障がい者本人が望むその人らしい暮らしを実現していく「当事者目線の障害福祉」を推進しています。

「当事者目線の障害福祉」は、障がい者のみならず、誰もが自分の生活や生き

方を自己選択・自己決定し、それぞれの幸福を追求しながらその人らしく暮らすことのできるいのち輝く地域共生社会の実現につながるものであり、この考えは、障がい福祉に限らず、あらゆる分野に通ずるものとなっています。

本計画においても、様々な困難を抱える当事者の目線に立った施策を推進し、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指します。

#### (4) 市町村及び県の役割

地方公共団体である市町村及び県は、社会福祉法第6条で、「社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない」と定められています。また、2021（令和3年）年4月施行の社会福祉法の改正により、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。」とされました。

市町村は、地域福祉の直接的な推進者として、地域の中にあって地域住民の参画を得ながら、それぞれの地域の実情や課題を把握し、関係機関と連携して地域の課題に対応する役割を担っています。また、包括的支援体制の整備として、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備や、地域住民の相談を受け止める場の整備、さらに多機関の協働による相談支援体制を構築する役割を担っています。

県は、広域自治体として、広域性、専門性、先駆性などの視点から、市町村と対等・協力関係の下、市町村や地域福祉を担う様々な主体を支援する役割を担っています。また、市町村の行う包括的な支援体制の整備に対して、国とともに支援する役割を担っています。

さらに、県・市町村地域福祉主管課長会議や市町村地域福祉担当者連絡会、圏域別地域福祉担当者連絡会等を活用し、計画に位置付けた施策の推進を図るとともに、地域福祉計画未策定の自治体に対する策定支援を行います。

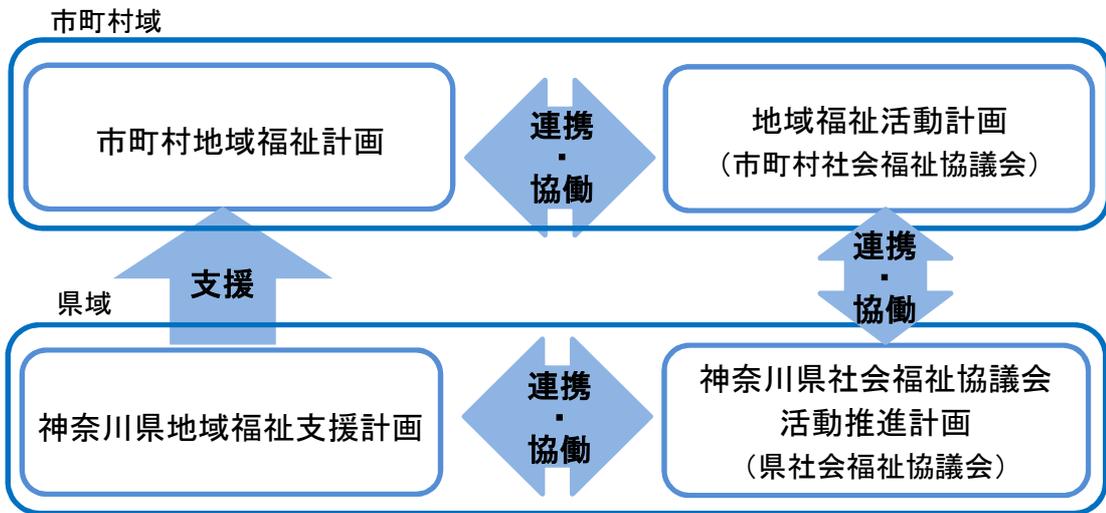
#### (5) 社会福祉協議会との協働・連携

社会福祉協議会<sup>(※)</sup>は、社会福祉法に、地域福祉の推進を目的とする団体として位置付けられており、これまでも、地域福祉への住民参加の促進やボランティア活動の振興などの実績を積み重ねています。これからも、地域において一人ひとりが自分らしく生きられる社会をつくるため、また、その推進役として、地域の中で活動を展開している多様な主体との相互協力・合意形成に努め、社会福祉協議会の特性と強みである開拓性・即応性・柔軟性などを活かしながら、県・市町村と協働・連携していくことが期待されます。

神奈川県社会福祉協議会及び県内の市町村社会福祉協議会は、公民協働による地域福祉の推進を目指す「地域福祉活動計画」の策定を進めています。市町村社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、それぞれの市町村の「地域福祉計画」と、また、神奈川県社会福祉協議会の「神奈川県社会福祉協議会活動推進計画（地域福祉活動計画）」は、本計画と連携して実践されていくことが、神奈川における

地域福祉の推進の原動力になるものと考えます。

### 地域福祉（支援）計画と地域福祉活動計画の関係イメージ



### 3 本計画の施策体系

#### 【施策体系】

大柱	中柱	支援策（小柱）
1 ひとづくり	(1) 「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた意識の醸成	1 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向け、福祉の心を育みます。
		2 互いの違いを認め合い、ともに生き、支え合う社会の実現に向けた教育を推進します。
	(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成	3 地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。
		4 包括的な支援体制の整備を推進する人材を育成します。
		5 地域福祉の推進を担う福祉関係機関等の職員のスキルアップを図ります。
	(3) 福祉介護人材の確保・定着対策の推進	6 福祉介護人材を確保します。
		7 福祉介護人材のスキルアップを図ります。
		8 福祉介護人材の定着を促進します。
2 地域（まち）づくり	(1) 地域における支え合いの推進	9 地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。
		10 民間事業者やNPO等との協働・連携によるまちづくりを推進します。
		11 外国籍県民等の暮らしやすさを支援します
	(2) 当事者目線に立ったその人らしく暮らすことができる地域づくり	12 当事者が主体となる活動や本人の意思を尊重するための取組を推進し、誰もが自分らしく暮らすことができる地域の実現を図ります。
	(3) バリアフリーの街づくりの推進	13 バリアフリーの街づくりを推進します。
		14 情報アクセシビリティの向上を図ります。
(4) 災害時における福祉的支援の充実	15 災害時における福祉的支援の充実を図ります。	
3 しくみづくり	(1) 一人ひとりの状況に応じた適切な支援	16 市町村等における相談・課題解決体制のネットワークづくりや包括的支援体制の整備に対して支援します。
		17 制度の狭間にある課題への対応に取り組みます。
		18 課題等を抱える当事者活動を支援します。
	(2) 高齢者、障がい者や児童等の当事者の目線に立って、個人の尊厳を尊重し、地域でいきいきとした暮らしができる取組の充実	19 個人の尊厳を支え、守る取組を行います。
		20 未病改善の取組など、人生 100 歳時代に誰もがいきいきと暮らすことができるよう支援します。
		21 誰もが自分らしく地域で暮らすことができる場所の確保に取り組みます。
	(3) 生活困窮者等の自立支援	22 生活困窮者等の自立を支援します。
		23 子どもの貧困対策を推進します。
24 矯正施設退所予定者等の社会復帰を支援します。		

## 2 地域（まち）づくり

### 【課題】

現在、民生委員・児童委員やNPO、自治会・町内会、PTA、地区社会福祉協議会など様々な人や団体により連携・協働した地域づくりが進んでいます。しかしながら、高齢単身世帯の増加、核家族化や地域のつながりの希薄化が進む中にあるのは、複合的な課題を抱えたまま社会的に孤立し、制度の狭間にいる人々や、グローバル化の進展に伴い増加する外国籍県民等も含め、地域住民一人ひとりが、互いに「認め合う」、「理解し合う」、「支え合う」、「声を掛け合う」こと等を意識し、行動につなげていくまちづくりが必要になっています。

また、県は、「当事者目線の障害福祉」を掲げ、障がい者の意思決定支援や施設等の入所者が施設を出て生活の場を地域に移す「地域生活移行」を進めていることから、本人の望みや願いに寄り添った、その人らしく暮らすことができる地域づくりを進めていくことが重要です。

さらに、県は、高齢者や障がい者などが自らの意思で自由に移動し、社会参加することができる「まちづくり」の実現に向け取組を進めてきましたが、ハード面での環境整備だけでなく、「ともに生きる社会かながわ憲章」の実現に向けて、心のバリアを取り除く取組を推進するとともに、誰もが必要とする情報にアクセスできるよう、ソフト面での環境整備を含め、バリアフリーの街づくりをより一層推進する必要があります。

加えて、南海トラフ地震や都心南部直下地震など大規模災害発生の切迫性が指摘される中、自力避難が困難な高齢者や障がい者などを災害から保護するため、市町村と連携した支援体制を強化するなど、災害時における福祉的支援を充実することが重要です。

### 【新型コロナウイルス感染症の影響】

新型コロナウイルス感染症の拡大は、民生委員・児童委員活動や、ボランティア活動を制限したほか、各種イベントや研修を中止せざるを得なくなるなど、地域における支え合いの推進や、バリアフリーの街づくりの推進、災害時における福祉的支援の充実に大きな影響を及ぼしています。

しかしながら、コロナ禍においても、民生委員・児童委員の活動は、インターフォン越しの訪問や手紙の活用など、直接対面しない工夫をしながらの活動が継続されています。また、バリアフリーの街づくりの推進についても、オンラインを活用した研修・会議等の開催、ホームページの充実などの工夫を行いました。さらに、災害時における福祉的支援の充実では、神奈川県災害派遣福祉チーム（神奈川県DWA T）を設置し、オンラインを活用した研修、感染症対策を講じた上での訓練を実施するなど取組を進めています。

今後は、ウィズコロナやその他の感染症などの拡大時においても、地域住民が支え合い活動をしやすい環境づくりを支援するとともに、バリアフリーの街づくりや災害時における福祉的支援の充実についても、着実に進められるような普及啓発のあり方やイベント実施についてのノウハウを蓄積していくことが重要です。

## 【施策の方向性】

### 中柱（1） 地域における支え合いの推進

- 地域では様々な人や団体により、居場所づくり、子ども食堂や学習支援、高齢者等の買い物支援、障がい児の登下校の支援などの支え合いの活動が行われています。

ボランティア活動や地域住民による「多世代居住のまちづくり」の推進、老人クラブによる友愛訪問活動の支援を図るとともに、民生委員・児童委員や企業等営利団体など、地域福祉の担い手による見守り活動の充実を図ることにより、地域住民等の活動による支え合いのまちづくりを推進します。

また、当事者が悩みや課題を仲間と共有し、地域づくりに関わっていけるよう、当事者活動を支援します。

- NPO等との連携・協働を一層充実するとともに、外国籍県民等の生活に関する相談や教育環境の整備等の取組を通して、外国籍県民等の暮らしやすさを支援します。

#### 【主な目標：地域見守り活動の推進】

県では、孤立死のおそれがある世帯をいち早く発見し、行政の支援につなげるため、2012（平成24）年から個人宅を訪問する機会のある事業者と「地域見守り活動に関する協定」を締結しています。2023（令和5）年3月現在、協定締結事業者が64事業者となり、これまでに約1,650件の通報の報告があり、うち約140件が人命救助につながっています。

今後も事業者等との協定締結を進め、地域見守り活動の輪を着実に広げることにより、孤立死・孤独死の防止につなげられるよう取り組んでいきます。

### 中柱（2） 当事者目線に立ったその人らしく暮らすことができる地域づくり

- 課題等を抱える当事者同士が支え合うセルフヘルプ活動など当事者が主体となる活動を支援するとともに、障害福祉サービス従事者が意思決定支援を実践するために必要な取組を進めます。

さらに、本人の意思に応じ、障がい者一人ひとりが希望する場所で、希望するように暮らすことができるよう、地域生活の移行先となるグループホームの体制整備を図るなど、地域生活移行の支援を一層進めるとともに、地域でともに暮らせる社会の実現に向け、障がい及び障がい者に対する理解を深め、障がいを理由とする差別をなくし、地域共生社会の意識醸成のための取組を推進します。

#### 【主な目標：】

掲載準備中

## (2) 当事者目線に立ったその人らしく暮らすことができる地域づくり

### 支援策 12 当事者が主体となる活動や本人の意思を尊重するための取組を推進し、誰もが自分らしく暮らすことができる地域の実現を図ります。

#### ア 当事者活動の推進

- 障がい者本人の生活に関係する県の審議会等への障がい者本人の参加を進め、様々な政策を立案する過程に障がい当事者の視点を取り入れます。(県)
- 企業等に対して、障がい者への理解や障がい者の受入れに際して必要な配慮等に関する研修実施を働きかけるとともに、研修を実施する企業に障がい当事者（ピア）等を講師として紹介・派遣することにより、障がい者への理解促進等の充実を進めます。(県)（一部再掲 [支援策 1]）
- 長期入院している精神障がい者の地域移行と円滑な地域生活を継続できるよう、協議会の開催、病院及び関係機関とのネットワーク形成、ピアサポーターによる病院訪問等を実施します。  
また、精神科医療機関職員をはじめとする地域生活支援関係者や地域住民等に向けて、地域生活移行や障がい理解の普及啓発を充実させます。  
(県)（一部再掲 [支援策 17]）
- 県社会福祉協議会の「かながわボランティアセンター」において、セルフヘルプ活動コーナー及び相談室を設置するほか、セルフヘルプ・グループ活動支援者会議の実施や交流会等の開催、相談受付等、障がい者など当事者が主体となるセルフヘルプ活動を支援します。(民間)（再掲 [支援策 17]）

#### 【関連する県の取組】

- 障害者理解促進研修コーディネート事業（再掲）
- 障害者週間の取組の推進（再掲）
- 精神障害者地域移行・地域定着支援事業（再掲）
- 精神障害者を支援するピア活動の推進と普及啓発
- 「かながわボランティアセンター」によるセルフヘルプ活動への支援  
(再掲)

#### イ 意思決定支援の推進

- 障がい者一人ひとりの選択に基づく生活を実現していくため、厚生労働省が2017（平成29）年3月に作成した「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に基づく意思決定支援や相談支援体制の充実に取り組めます。(県)（再掲 [支援策 18]）

- 意思決定支援の普及・定着のため、県内障がい者支援施設に対して専門家を派遣します。また、「県版ガイドライン」に基づく意思決定支援の実践研修を行うとともに、研修参加に伴う代替職員等の経費の一部を補助します。  
(県) (再掲 [支援策 18])

【関連する県の取組】

- 意思決定支援普及・定着事業 (再掲)
- 意思決定支援実践研修事業費補助 (再掲)

ウ 地域生活移行支援等の充実

- 障がい当事者が、自らどこで誰と生活するか決定し、地域生活を希望する方が地域で暮らす環境を整備することが重要であることから、重度の障がい者であっても、本人の意思を可能な限り反映した生活の場を選択できるよう、必要な方への意思決定支援を行い、入所者が地域生活を体験できる機会を増やし、複数の選択肢を用意し、地域生活への移行を支援します。  
(県) (一部再掲 [支援策 6、20])
- 精神障がいにより自分を傷つけたり、他人に害をおよぼすおそれ (自傷他害) がある場合に、都道府県知事の権限により入院措置を行う「措置入院」等の退院後に、地域において自分らしい生活を送ることができるよう、入院中から入院者の希望を踏まえた退院後支援計画を策定し、退院後に安定した生活を送れるよう計画に基づいた支援を行います。(県・政令市・保健所設置市)
- 精神科病院等からの退院後に安心して地域生活を送れるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、就労などの社会参加、地域の助け合い、普及啓発、教育等が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進します。(県)
- 医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材や、医療的ケア児等コーディネーターなど、支援を総合的に調整する人材を養成します。  
(県) (一部再掲 [支援策 7])
- 障がい者の地域における活動及び住まいの場となる障害福祉施設の整備に対して補助を行うことで、地域生活移行の促進を図ります。あわせて、障害福祉サービス事業所の職員が、共生社会の理念を理解し、障がい者やその家族が必要とする支援を行うことができるよう、差別解消や虐待防止への理解、障がい特性に応じた支援技術などの研修の実施等を進めます。(県)
- 強度行動障がいを有する方への適切な支援や適切な障がい特性の評価と支援計画の作成ができる人材の育成を図るとともに、専門的な支援が必要な障がい者を受け入れて支援しているグループホームに対して指導・助言を行う

しくみづくりに取り組みます。(県)(一部再掲 [支援策 7])

- 地域相談支援(地域生活移行支援・地域定着支援)の提供体制の充実を図るとともに、居宅介護など訪問系サービスの充実や、精神障がい者の特性を理解したホームヘルパーの養成及び質の向上を図ります。(県)
- 精神障がい者の地域生活移行の取組を担う地域生活支援関係者(精神科医療機関、障害福祉サービス事業所、介護保険サービス事業所、自治体の職員等)に向け、研修等を通じた人材育成や連携体制の構築を図ります。(県)
- 障がい者の地域生活移行の更なる推進のため、県独自の研修を実施し、「かながわ地域生活移行スペシャリスト」を養成します。あわせて、この人材を配置した障がい者支援施設へ配置加算を行います。また、障がい保健福祉圏域毎にスペシャリストの中から選任した「かながわ地域生活移行エキスパート」を配置し、地域全体の地域生活移行を推進します。  
(県)(再掲 [支援策 6])
- かながわ地域生活移行エキスパートの支援の下、障がい者支援施設から重度障がい者等を受け入れたグループホームに対して、人件費の補助を行います。  
(県)(一部再掲 [支援策 20])

#### 【関連する県の取組】

- 民間障害福祉施設整備費補助
- かながわ地域生活移行推進人材養成事業(再掲)
- 地域生活移行推進民間提案事業(再掲)
- 地域生活移行チャレンジ事業費補助(再掲)
- 中井やまゆり園地域移行チャレンジ事業
- 措置入院者退院後支援事業
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業
- 医療的ケア児等コーディネーター等研修事業(再掲)
- 重度重複障害者等支援看護師養成研修事業
- 障害者グループホーム等サポートセンター事業費
- 民間社会福祉施設整備借入償還金補助(障害福祉施設)
- 発達障害者支援体制整備事業
- 強度行動障害支援者養成研修事業(再掲)
- 精神障害者ホームヘルパー研修事業

#### エ ともに生きるための意識の醸成

- 「心の輪を広げる障害者理解の促進」を目的として、内閣府と共催で「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間のポスター」を公募するなどの取組を実施します。(県・政令市)

- 障害者差別解消法の意義や趣旨、求められている取組等について県民の理解を深めるため、合理的配慮の事例集の活用促進や、研修等により普及啓発を推進します。  
また、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、障がい者差別に対応する相談体制の充実を図ります。(県)(一部再掲 [支援策 15])
- 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及に向けて、障がい者など当事者や市町村、企業・団体、大学及び県教育委員会と連携しながら、効果的な広報を展開するとともに共生社会を実感できる場の創出などの取組を進めます。(県)(再掲 [支援策 1])
- 共生社会を推進するためのボランティアの結成や障がい者と共に活動し相互理解を促進する機会を創出し、共生社会の実現を目指します。  
(県)(再掲 [支援策 1])

**【関連する県の取組】**

- 障害者週間の取組の推進 (再掲)
- 障害者理解促進コーディネート事業 (再掲)
- 障がい者差別相談窓口運営事業 (再掲)
- とともに生きる社会実現推進事業 (再掲)
- 共生社会推進加速化事業 (再掲)

支援策 12 (当事者が主体となる活動や本人の意思を尊重するための取組を推進し、誰もが自分らしく暮らすことができる地域の実現を図ります)に関する取組事例

障がい当事者の経験を生かす取組

神奈川県

神奈川県では、ピアサポーター（精神障がい者の当事者）を養成し、活動の支援を行う「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を行っています。

ピアサポーターが精神科病院を訪問し、自身の入院から退院に至る経験や、退院後の地域生活の様子等を当事者目線で伝えることにより、退院について不安を感じていたり、なかなか前向きになれない入院患者に対し、「地域でそんな風に生活できるのなら、退院を考えてみようかな」と思ってもらうきっかけ作りをします。

また、精神障がい者への理解を促進するための普及啓発活動、地域で行われる各種会議への参加等、当事者としての経験を生かして、想いや考えを広く伝える活動を続けています。

県で活躍するピアサポーターは、活動にやりがいと誇りを持って精力的に活動しています。ピアサポーター活動に興味のある方は、事業ホームページを御覧ください。

【ピアサポーターによる普及啓発作品の一例】



事業ホームページ

